

第4章 災害復旧・復興対策

[迅速な復旧・復興のための活動計画]

第1節 災害復旧・復興計画

実施担当	関係機関
総務部 企画部 市民生活部 産業経済部 建設部 医療局 教育委員会 水道事業所	

※災害復旧・復興対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮の中に陥れる。被災者の生活再建や二次災害の防止、社会経済活動の平常化等を図るため、迅速かつ円滑に復旧・復興を進める必要がある。

また、災害復旧は災害を受けた施設をほぼ従前の状態に回復するのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓や地域的特色を活かし、災害に強いまちづくりを目指すものである。

第2 災害復旧・復興の基本方向の決定

市は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、中長期的・計画的復興を目指すかについて、早急に検討し基本方向を定める。

第3 災害復旧計画

1 基本方針

市は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、地震に強いまちづくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する。

2 事業計画の策定

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は概ね次の計画とする。

なお、計画の策定にあたっては、関係機関と連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図る。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地すべり防止施設

オ 急傾斜地崩壊防止施設

カ 道路

キ 下水道

ク 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

(3) 都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

(4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画

(水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法)

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(公営住宅法)

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

(9) その他災害復旧事業計画

3 事業の実施

市は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。

4 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、一部負担又は補助するものは次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）

(2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）

(3) 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）

(4) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）

(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

(7) 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）

(8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の 1/2 を国庫補助する。

- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (10) その他

第4 災害復興計画

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かし、地震に強いまちづくり等の将来的なビジョンを明確にし、市街地を一新して、道路、公園やライフラインの充実改善を図るなどの改造を実施するなど、新たな社会資本の整備を行う。

災害復興事業を効率的かつ効果的に実施するため、市は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

1 復興計画の基本方針

市は、震災復興の必要性が認められた場合、復興方針を策定する。

2 復興計画の策定

市は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。

策定にあたっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進する。

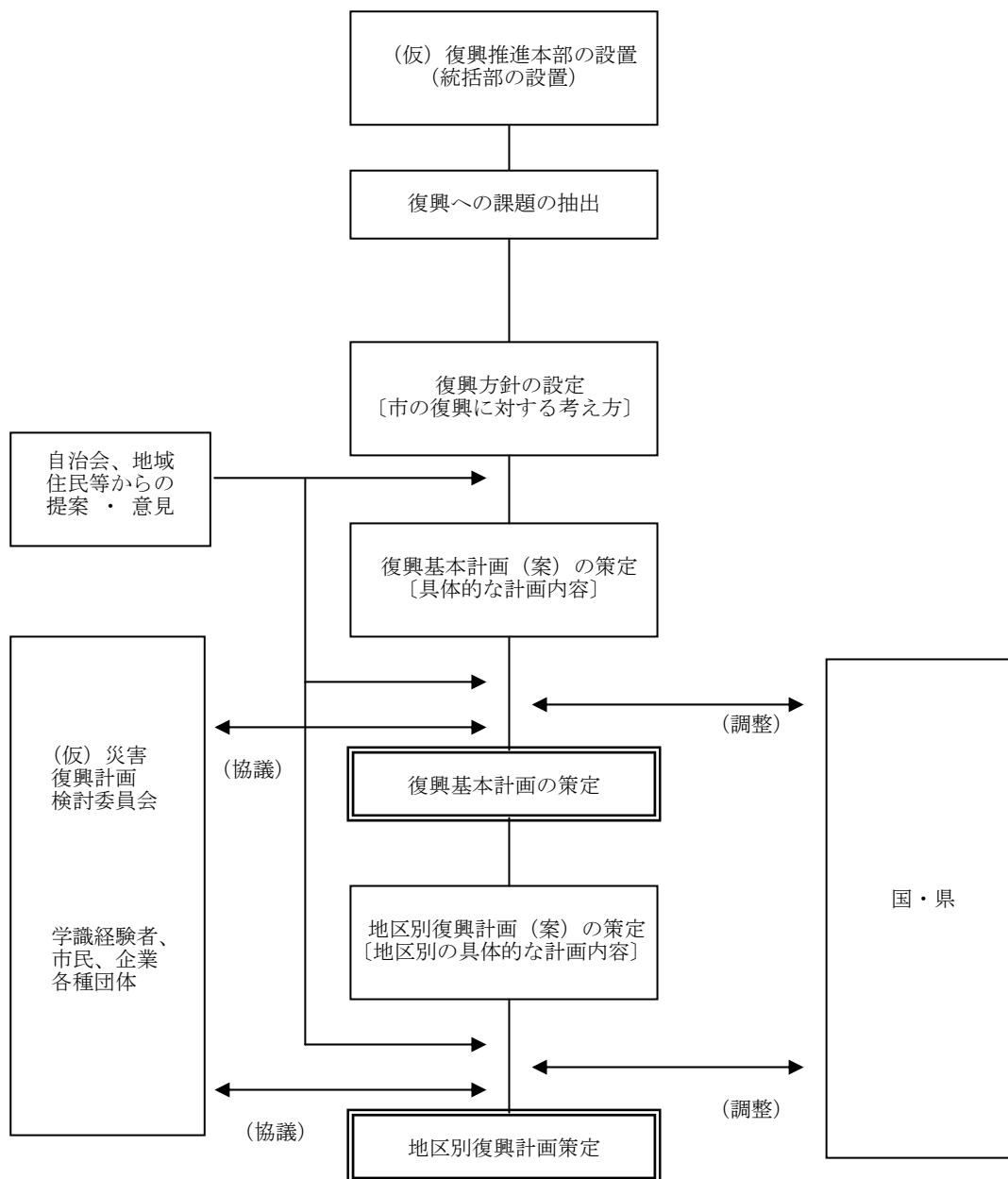
また、住民に対して、事業に係る説明責任を果たすよう努めるものとする。

復興計画は、防災まちづくりの理念に基づいた災害に強いまちを構築するためのマスタープランであり、復興に向けた取り組みの基本方針を示す復興基本計画と地区別の具体的な復興まちづくりの方向性を示す地区別復興計画を二つの柱として、次のような手順と内容を基本として策定する。

策定にあたっては、(仮称)復興推進本部及び学識経験者、住民、企業、各種団体等により組織した(仮称)災害復興計画検討委員会等を設置する。

(1) 策定フロー

復興計画策定の手順は、被災の状況等により異なるが、概ね次のような手順が基本になるものと考えられる。



(2) 復興計画の内容

復興計画に盛り込むべき事項としては、次のような内容が考えられる。

ア 復興に向けた都市像の設定

過去の災害の教訓等を踏まえ、災害復興計画が目指す都市像を設定する。

イ 復興への基本的な課題

災害の規模や程度に応じ、市の発展の新たな取組みに関する課題を整理する。

ウ 復興まちづくりの目標

魅力ある安心・安全なまちづくり及び住民生活の早期再建に配慮した目標を設定する。

エ 地区別復興計画

被災地の地域特性に配慮し、地区別の復興の視点と復興まちづくりの方向性を示すとともに、復興事業の優先順位の明確化を図る。

3 復興事業の実施

(1) 復旧事業の効果的、効率的な推進

復興事業の考え方については、住民生活の平常化と都市基盤の早期復旧への取り組みがその中心となるべきものであるが、同時に復旧から本格的な復興への円滑な移行をも図っていく必要がある。

具体的な復興事業の優先順位などについては、住民生活の再建にとって緊急性が高く、事業の波及効果が大きなものから実施するとともに、復興計画のシンボルとして波及効果の大きい事業をシンボルプロジェクトとして設定するなど、効率的・効果的に復興事業を進めていかなければならない。

また、災害の種類や規模、被災地区の現況及び位置、被害の程度などを総合的に勘案し、住民ニーズや財政状況等も踏まえ、全市的な観点から、事業を決定していくことが必要である。

(2) 復興に関する合意形成

復興を迅速かつ円滑に推進するためには、地権者や地域住民の合意形成が不可欠であり、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第5条）では、「市街地の緊急かつ健全な復興を図るための施策の策定及び実施にあたっては、地域における創意工夫を尊重し住民の生活の安定及び福祉の向上並びに地域経済の活性化に配慮するとともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めなければならない。」と規定している。

復興時の合意形成に関する現行都市計画上の手続き、災害復興という特殊事情から考えられる留意点は、次のとおりである。

ア 現行の都市計画上の手続きと住民合意形成過程

都市計画法においては、都市計画の決定や変更を行うにあたり、地権者や住民等の意見を反映させるため、次のような手続きをとっている。

- ① 原案の作成時においては、地区住民説明会・公聴会等の開催により住民の意見を反映させる。
- ② 計画案作成後、2週間の縦覧を設け、縦覧期間中に計画案について意見書の提出により意義の申し立て等が可能である。
- ③ 計画案並びに意見書の要旨を都市計画審議会に諮り審議を行う。
- ④ その他、市街地開発事業等に伴う決定や変更、事業実施については地権者や住民の要望や意見を反映し、都市計画を推進している。

イ 合意形成にあたっての留意点

合意形成にあたっての留意すべき点として、次のような事項が考えられるが、円滑に復興計画に関する住民合意を得るためには、平常時から積極的に住民参加を促し、住民主体のまちづくりを進めることが重要である。

- ① 地権者及び地区住民が広範囲に避難している等、連絡がつきにくい中で、原案作成時に住民の意見の反映、復興計画の内容や実施時期等の合意形成、計画案作成後の縦覧等が困難となることが予想され、効果的な公聴・協議体制等を確保する必要がある。
- ② 復興計画の策定に際し、基盤整備後の地権者の建築等に関する相談等のバックアップを行うことにより、短期で住民合意が得られ、早期復興が可能となるものと考えられる。

ウ 民間活力の積極的活用

公共事業のみならず、民間部門による住宅建設など、積極的に民間活力の導入を促進するための支援措置や規制緩和等について、国や県の協力を得ながら推進する。

エ 国等に対する支援要請

国等に対し、必要な財政支援や職員の派遣等について要請を行う。

(3) 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、市は、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。

第2節 生活再建支援

実施担当	関係機関
総務部、市民生活部、産業経済部、教育委員会	宮城労働局

※災害復旧・復興対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

市は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、市税の軽減、免除若しくは、職業のあっせん、資金の貸付等の積極的な措置を講じる。

第2 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、県は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援するものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。

その主な内容は次のとおり。

- 1 適用災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示される。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- (4) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）の区域であって、(1)～(3)に規定する区域に隣接するものに係る自然災害

- 2 対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体し、又は解体された世帯
- (3) 災害が継続し、危険な状況が継続する等の事由により居住不能な状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

3 支給条件

(1) 支給金額

下記に示す限度額の範囲内で、A～Fの経費に対して支給される。

	合 計
複数（2人以上）世帯	100万円
単数（1人）世帯	75万円

- A 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費
- B 住居の移転費（生活関係経費（特別分）に含まれるものを除く）
- C 被災世帯の居住地域又は被災世帯に属する者の特別な事由により生活に必要な物品の購入費又は修繕費
- D 住居移転のための交通費
- E 住宅を賃借する場合の礼金
- F 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

(2) 支給にかかるその他の要件

(平成16年4月1日以降適用分)

年収等の要件	支給限度額	
	複数世帯	単数世帯
(年収) ≤500 万円 世帯主の年齢は問わない	100 万円	75 万円
500 万円 < (年収) ≤700 万円 かつ、世帯主が45 歳以上又は要援護世帯	50 万円	37.5 万円
700 万円 < (年収) ≤800 万円 かつ、世帯主が60 歳以上又は要援護世帯		

要援護世帯：心神喪失・重度知的障害、1級の精神障害者、
1、2級身体障害者などを構成に含む世帯

第3 居住安定支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の居住の安定の確保による自立した生活の再建を支援するものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。

その主な内容は次のとおり。

- 1 適用災害 : 被災者生活再建支援制度に同じ
- 2 対象世帯
 - (1) 住宅が全壊し、住宅再建又は新築等をする世帯
 - (2) 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体し、又は解体された世帯で、住宅再建又は新築等をする世帯
 - (3) 住宅が半壊した世帯の内、損壊等の程度が大規模である世帯で、住宅の補修をする世帯
 - (4) 住宅が全壊又は半壊し損壊等の程度が大規模である世帯で、賃貸住宅（公営住宅を除く）に入居する世帯

3 支給条件

(1) 支給金額

下記に示す限度額の範囲内で、アからエの経費に対して支給される。

	住宅が全壊（又は半壊し解体）した世帯が住宅再建又は新築等する場合	住宅が半壊した世帯の内損壊の程度が大規模である世帯が住宅を補修する場合	住宅が全壊又は半壊し損壊の程度が大規模である世帯が賃貸住宅に入居する場合
複数（2人以上）世帯	200万円	100万円	50万円
単数（1人）世帯	150万円	75万円	37.5万円

※1 他の都道府県へ移転する場合は、対応する限度額の1/2とする。

※2 大規模半壊世帯又は従前賃貸住宅入居世帯が自宅を新築等する場合の限度額は、複数（2人以上）世帯100万円、単数（1人）世帯75万円とする。

ア 居住する住宅の建て替え及び補修に係る解体及び整地に要する経費（実際に要する費用の70%を超えない範囲）

イ 居住する住宅の建て替え及び補修に係る借入金関係経費で、ローン利子（借入利率の内、1%を超え3.5%以下の部分の利率に相当する利子）及びローン保証料

ウ 住宅を賃貸する場合における当該住宅の家賃等（月額2万円を超える部分で、発災後2年以内に限る）

エ 住宅の建て替え及び補修に係る以下の諸経費

- A 建築確認及び完了検査等申請料
- B 表示登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用
- C 仲介手数料
- D 水道加入分担金

(2) 支給にかかるその他の要件

世帯の年収が 500 万円を超える場合にあっては、上記支給限度額の 1/2 とする。また、原則として発災後 3 年以内（家賃等のみ 2 年以内）に支出される経費を対象とする。

第 4 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進にも努める。

第 5 資金の貸付け

1 災害援護資金

市は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。市は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。なお、必要に応じて、県から指導助言を受ける。

災害援護金の貸付け

対象となる災害	自然災害 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害		
貸付限度額	① 世帯主の1ヵ月以上の負傷	150	
	② 家財の1/3以上の損害	150	
	③ 住居の半壊	170 (250)	
	④ 住居の全壊	250 (350)	
	⑤ 住居の全体が滅失	350	
		単位：万円 特別の事情がある場合は（ ）内の額重複する場合は50万円を調整する。	
貸付条件	所得制限	(世帯人員)	市町村民税における総所得金額
		1人	220万円未満
		2人	430万円未満
		3人	620万円未満
		4人	730万円未満
		5人以上	1人増す毎に730万円に30万円を加えた額未満
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。	
	利率	年3% (据置期間は無利子)	
据置期間	3年 (特別な理由がある場合は5年)		
償還期限	10年 (据置期間を含む)		
償還方法	年賦又は半年賦		

2 母子及び寡婦福祉資金

市は県と緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸付けを行う。

※ 母子及び寡婦福祉法資金の貸付け金一覧 (資料編 資料 41)

3 生活福祉資金

市社会福祉協議会は、被災者に対する生活福祉資金の災害援護資金を予算の範囲内で貸付ける。

貸付対象世帯は、災害により住宅や家財道具に被害があったときや、生計の手段である工場、作業所、倉庫などに被害を受けた世帯で次の条件のいずれにも適合する世帯であること

- (1) 低所得者世帯 … 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯。(市町村民税非課税程度)
- (2) 障害者世帯 … 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの等の属する世帯。
- (3) 高齢者世帯 … 65歳以上の高齢者の属する世帯。

※ 生活福祉資金貸付限度額一覧 (資料編 資料 42)

4 一般住宅復興資金

市は、住宅金融公庫及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、市は必要に応じ、県と協調して、融資に対する利子補給等の処置を講じる。

(1) 災害復興住宅資金の融資

災害により住宅に被害を受けた場合に、企画部長及び関係各部長は、県(土木部)と協力・連携しそれぞれの事務分掌に基づき、被災者に対し融資制度の内容を周知させ、住宅金融公庫法に規定する災害復興住宅資金に該当する場合は、被災者に対し、当該資金の融資が円滑に行われるよう借用手続きの指導等を行う。

(2) 災害公営住宅の建設と入居者の条件

大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の基準に該当する場合、公営住宅法第8条の規定により、低所得被災世帯のための国庫補助を受け、災害公営住宅を建設する。

ア 地震、暴風雨、洪水、その他、異常な自然現象による災害の場合

- ① 被災地全体の滅失戸数が500戸以上のとき
- ② 市町村の区域内滅失戸数が200戸以上のとき
- ③ 滅失戸数がその地域内の住宅戸数の一割以上のとき

イ 火災による場合

- ① 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- ② 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の一割以上のとき

ウ 災害公営住宅のとき

① 入居条件

- A 当該災害により、住宅を滅失した世帯
- B 当該災害発生後3ヵ月間の収入が95,000円以下の世帯
- C 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯
- D 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること

② 建設戸数

被災滅失住家戸数の3割以内とする。

第6 生活保護

市福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。市は、これに協力し、市民への周知を行う。

※ 最低生活費の体系 (資料編 資料40)

第7 その他救済制度

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する(弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る)。なお、必要に応じて、県から指導・助言を受ける。

1 災害弔慰金

災害弔慰金	対象災害	自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ・ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	500万円 250万円
	遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母

2 災害障害見舞金

災害障害見舞金	対象災害	自然災害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害 ・ 県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 ・ 県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害 				
	支給額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">①生計維持者</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>②その他の者</td> <td>125万円</td> </tr> </table>	①生計維持者	250万円	②その他の者	125万円
	①生計維持者	250万円				
②その他の者	125万円					
障害の程度	上記災害により以下のような重度の障害を受けた者 <ul style="list-style-type: none"> ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢を肘関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢を用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢を用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの 					

第 8 リ災証明の発行

市は、発災後早期にリ災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかにリ災証明を交付する。

1 発行の手続き

市は、発災後早期にリ災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかにリ災証明を交付する。

リ災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第 2 条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長及び消防長が確認できる程度の被害について証明する。

(1) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。なお、家屋以外のものがり災した場合において必要があるときは、市長が行うり災届出証明で対応する。

ア 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水

イ 火災による全焼、半焼、水損

(2) り災証明を行う者

り災証明は、証明の対象となる家屋が所在する市長が行うこととする。

ただし、火災によるり災証明は、申請者の家屋が所在する消防長が行うこととする。

(3) り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、前記「(2) り災証明を行う者」の市長若しくは消防長が作成したり災証明書をこれらの者に発行することにより行うこととする。ただし、1世帯1枚の発行とする。

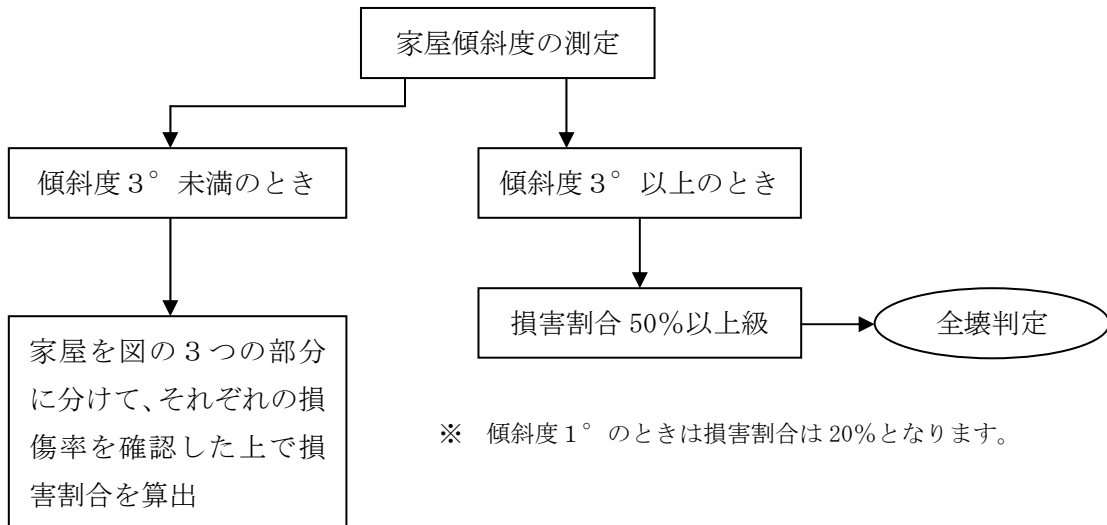
(4) 被害家屋の判定基準

り災証明を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準の統一について」(昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長)に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的な状況を基に、「被害家屋損害割合判定表」により行う。

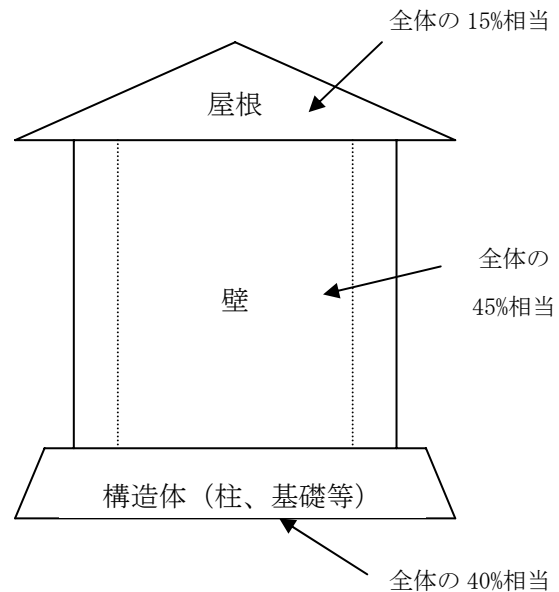
損害割合別による判定結果区分表 (木造・プレハブ家屋の場合)

損害割合	50%以上	20%以上 50%未満	20%未満
判定結果	全壊	半壊	一部損壊

[判定作業の手順]



調査員が訪問時に、事情により家屋の内部が確認できなかった場合には、外観で確認作業を行う。しかし、これは決して家屋内部の損傷率を評価していないという意味ではなく、外壁等の損傷程度から内部について同程度の損傷があると推定して評価する。



※ 構造体部分の損害割合について、別途算出される傾斜度による損害割合と比較して数値の高い方を認定します。

<例> 屋根が 50%、壁が 15%、構造体が 25%の損傷と傾斜なしを確認した場合

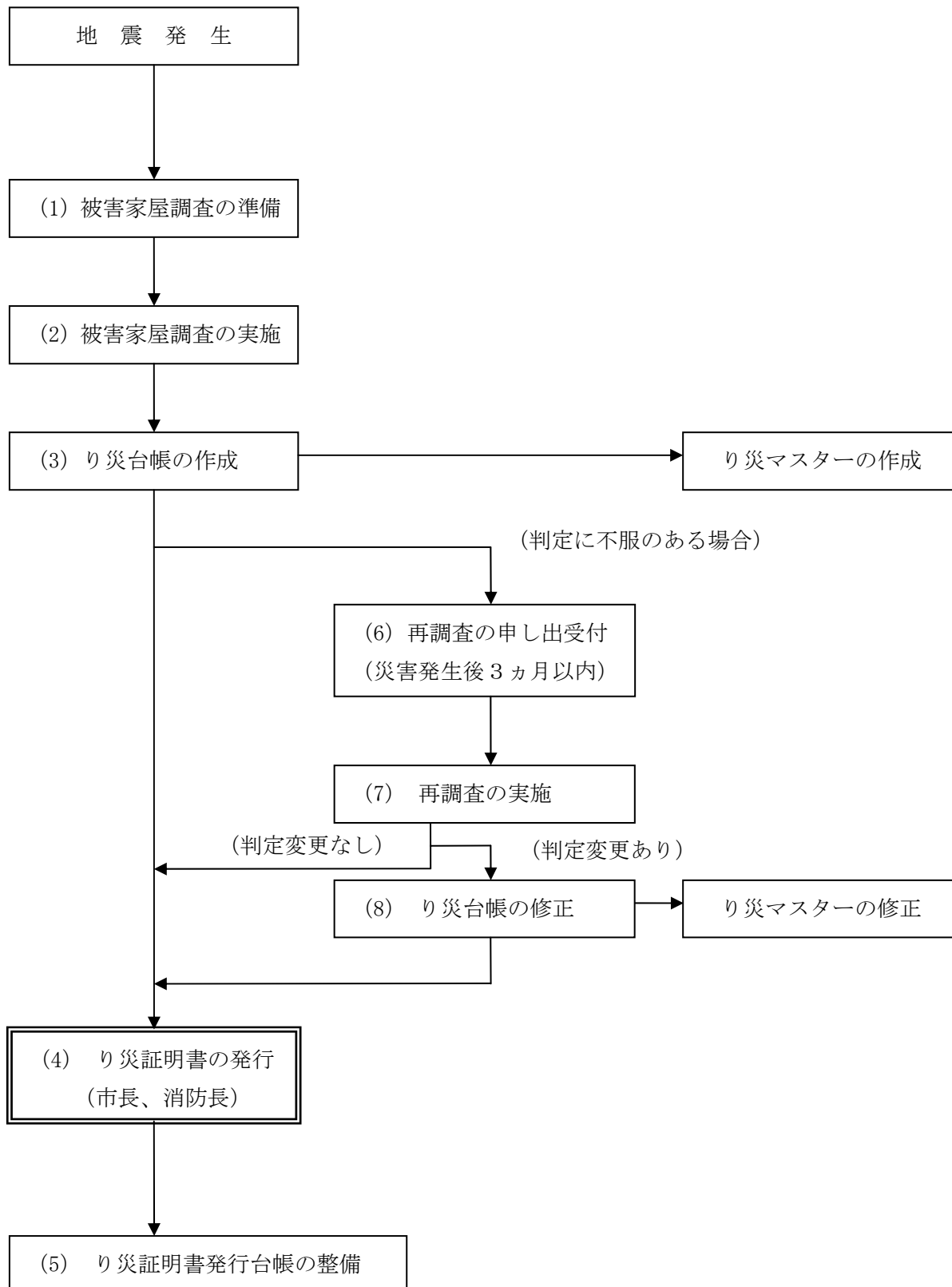
区 分	構成比 (a)	損傷率 (b)	損害割合 (a x b)
屋 根 部 分	15%	50%	8%
壁 部 分	45%	15%	7%
構 造 体 部 分	40%	25%	10%
合 計	100%	—	25%

半壊判定

(5) り災証明書発行システム

り災証明は、り災証明書発行システムによって発行する。

[り災証明発行システム]



2 その他

り災証明書については、証明手数料を徴収しない。なお、り災証明書の様式は、次に示すとおりとする。

※り災証明書様式（様式編 様式8）

第9 税負担等の軽減

市は、必要に応じ、市税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。また、必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

1 市税等の納税緩和措置

(1) 納税期限の延長

市長は広範囲にわたる災害等により法又は条例に定める申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合に、地域、期日、その他必要な事項を指定して、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

市は必要に応じ、市税の徴収猶予を行い、被災者の負担軽減を図る。

(3) 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、当該する各税目等について、次により減免を行う。

税 目	減免の内容
個人の市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて、国民健康保険税（料）の納期未到来分の一部又は全部を免除する。
特別土地保有税	市の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた土地について減免する。

※国民健康保険税については、以下に説明する。

ア 国民健康保険税（料）の減免

市は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税（料）の納期未到来分の一部又は全部を免除する。なお、必要に応じて県から指導・助言を受ける。

イ 国民健康保険税（料）の減免の基準

(ア) 災害により障害者となったとき 9/10 を減免

(イ) 住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の30%以上であるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下のものに対し、次の表に定める区分により減免を行う。

国民健康保険税（料）の減免割合

合計所得額	住宅又は家財の損害	
	3/10以上5/10未満	5/10以上
① 500万円以下	1/2	10/10
② 500万円超	1/4	1/2
③ 750万円超	1/8	1/4

ウ 国民健康保険税（料）の一部負担金の減免

市は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税（料）の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金の減免基準を定め減免する。

2 県税・国税

国・県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施する取扱いになっている。

3 広報

税等の納税緩和・減免措置等に関する広報活動については、本部が設置される期間においては「災害時の広報」により行い、本部廃止後においては、「市広報」等により行う。

4 授業料の減免等

市は、公立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講じる。

5 幼稚園授業料・保育料減免

災害時の特別な理由により保険料負担者が保険料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その理由がやむまでの間、幼稚園授業料及び保育料の全部又は一部を減免することができる。

第10 雇用対策

公共職業安定所長は被災者の雇用の維持を図るとともに、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

- 1 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- 2 被災者のための特別相談窓口等の設置
- 3 雇用保険失業給付の特例支給
- 4 雇用調整助成金の特例適用の要請
- 5 被災事業主に対する労働保険料の特例措置

第3節 住宅復旧の支援

実施担当	関係機関
総務部 建設部	

※災害復旧・復興対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

市は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第2 一般住宅復興資金の確保

県は、住宅金融公庫と締結した災害時における住宅復興等に向けた協力に係る基本協定に基づき、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。併せて、地元金融機関等の協力を求める。また、市は、必要に応じ県と協調して住宅再建のための支援の処置を講じる。

第3 住宅の建設等

市は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の建設等

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

2 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

また、災害の規模に応じて、県内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受入れを要請する。

第4節 産業復興の支援

実施担当	関係機関
産業経済部	

※災害復旧・復興対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

被災した中小企業者及び農林漁業者等が施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じる。

第2 中小企業金融対策

市は、県と協議して被災した中小企業者に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、県信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保と融資及び信用保証の円滑化を要請する。

また、商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対する相談業務や指導を行うなど、経営の維持安定に努める。

※ 中小企業への融資制度 (資料編 資料 43)

第3 農林漁業金融対策

市は、みやぎ登米農業協同組合等関係機関に協力を求め、必要に応じ、既借入制度資金の条件緩和措置等の支援措置を講じるとともに、被害が甚大な場合は、天災資金、株式会社日本政策金融公庫資金等、農林水産業者の災害復興資金の円滑な融資が図られるよう努める。

- 1 天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）の活用を図り、被害を受けた農林水産業者に対し、低利の経営資金等の融資を円滑にして、経営の維持安定を図る。
- 2 株式会社日本政策金融公庫による復旧資金の積極的な活用を図る。

※ 農業の災害復旧に係わる制度資金一覧 (資料編 資料 44)

第5節 都市基盤の復興対策

実施担当	関係機関
企画部 建設部 水道事業所	

※災害復旧・復興対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

市民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフライン等、県土及び市土保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

第2 想定される計画内容

1 主要交通施設の整備

道路、鉄道等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

2 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現

3 ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

4 防災基盤の整備

河川、砂防施設等の早期復旧と耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

第6節 義援金の受入れ、配分

実施担当	関係機関
市民生活部	宮城県 日本赤十字社宮城県支部（登米市地区）

※災害復旧・復興対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

大規模地震災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

第2 受入れ

1 窓口の決定

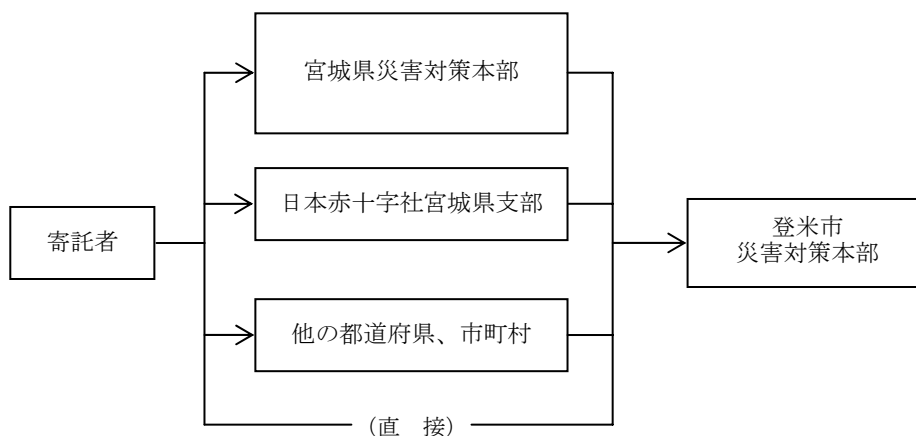
市は、義援金の受入窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。なお、市の受入窓口は、福祉事務所生活福祉課が担当する。

2 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

市、日本赤十字社宮城県支部（登米市地区）、共同募金会又は共同募金連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除の要請を各関係機関に行う。

3 受入れ及び管理

市、県及び日本赤十字社宮城県支部は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。



※ 義援金品領収書の様式 (様式編 様式7)

第3 配 分

1 配分委員会

義援金の配分については、県が日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入れ団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金募集配分委員会」を設置し、協議、決定する。なお、市に直接義援されたものについては、市の配分基準により決定する。

2 配分

市は、決定された配分基準のもと、義援金を被災者に対して交付する。

- (1) 宮城県災害義援金募集配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として市が行う。
- (2) 寄託者が配分先や用途を指定した義援金については、その指定に従い配分する。
- (3) 義援金の用途については、関係機関と十分協議し、国民的同意が得られるよう努める。

第7節 激甚災害の指定

実施担当	関係機関
総務部 企画部 市民生活部 産業経済部 建設部 教育委員会	

※災害復旧・復興対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

市内において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

第2 激甚災害の調査

市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる項目について行う。

- 1 災害の原因
- 2 災害の発生した日時
- 3 災害が発生した場所又は地域
- 4 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- 5 災害に対してとられた措置
- 6 その他必要な事項

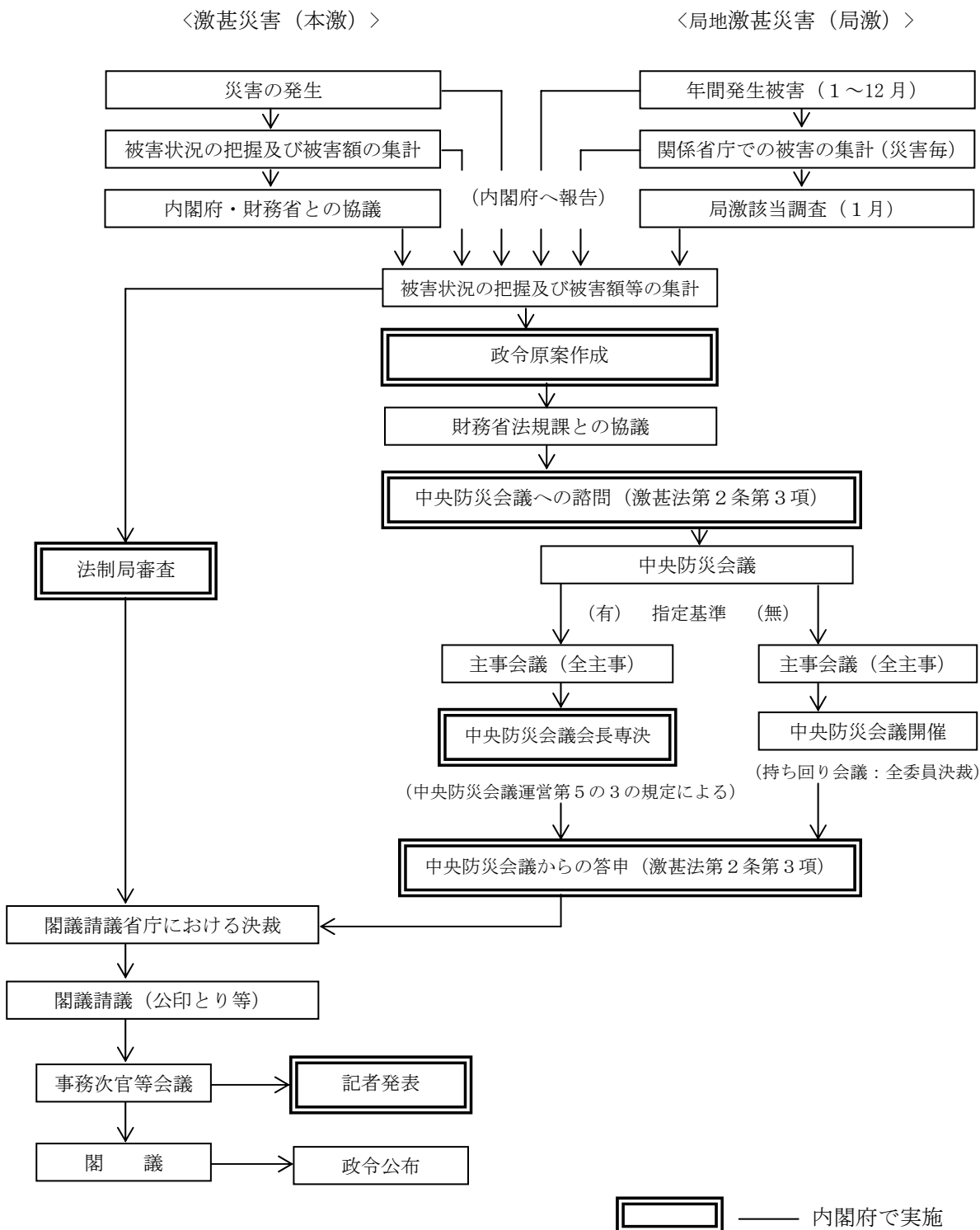
第3 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、速やかに指定の手続きをとる。激甚災害指定の手続きは、おおよそ次のとおり行われることとなる。

- 1 本部長（市長）は、災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及び対応措置の概要を、知事に報告する。
- 2 知事は、本部長（市長）からの報告内容により、必要と認めるときは、内閣総理大臣に報告する。（以上は、災害対策基本法第53条による）
- 3 内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、必要と認めるときは中央防災会議の意見を聞いて、その災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に指定すべきかどうか判断する。
- 4 この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申する。
- 5 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として交付される。

以上のように行われる手続きの流れを図に示すと次のようになる。

[激甚災害指定事務手続]



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

第4 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

1 激甚災害に係わる財政援助措置の対象

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他財政援助及び助成

2 激甚災害に係わる財政援助措置

(1) 公共土木施設に係わる災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 精神薄弱者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 伝染病予防施設災害復旧事業
- シ 伝染病予防事業災害復旧事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業

(2) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業
- イ 私立学校施設災害復旧事業
- ウ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- エ 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ り災者公営住宅建設事業に関する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の助成援助

- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- コ 私立学校復興会の業務の特例
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例
 - ウ 事業共同組合等の災害復旧事業
 - エ 中小企業者に対する資金の融資に関する特例
- (4) その他財政援助及び助成
 - ア 農地の災害復旧事業
 - イ 農林水産業共同利用施設の災害復旧事業
 - ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
 - エ 土地改良区等の行う湛水排除事業
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除作業
 - カ 共同利用小型漁船の建造
 - キ 開拓者等の施設の災害復旧事業

第5 激甚災害指定基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と『局地激甚災害指定基準』（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

1 激甚災害指定基準

(本激甚災害)

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章：第3条、第4条）
 - ※ 公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
 - ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）
 - エ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条）
 - オ 共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条）
 - カ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第 12 条）
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例（法第 13 条）

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第 16 条）
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第 17 条）
- ウ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第 22 条）
- エ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第 24 条）

2 激甚災害指定基準

(局地激甚災害)

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第 2 章：第 3 条、第 4 条）
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第 5 条）
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第 6 条）
- (4) 森林災害復旧事業に対する補助（法第 11 条の 2）
- (5) 中小企業に関する特別の助成（法第 12 条、第 13 条）
- (6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第 24 条）